

様式第3号（第5条関係）

災害見舞金支給（不支給）決定通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

あさぎり町長



年 月 日付けで申請のあった災害見舞金の支給については、次のとおり決定したので通知します。

1 支給

支給決定金額 円

(内訳)

条例第3条第1項第1号ア該当	円
〃 イ該当	円
〃 ウ該当	円
〃 エ該当	円
〃 第2号ア該当	円
〃 イ該当	円
〃 ウ該当	円
〃 エ該当	円

2 不支給

理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、あさぎり町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、あさぎり町を被告として（訴訟においてあさぎり町を代表する者は、あさぎり町長です。）提起しなければなりません。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。